

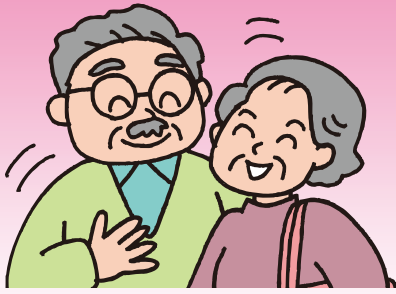
セカンドライフの不安

不動産
管理

相続

財産
管理

は家族で解決する!



再婚信託®

子供がいるシニアカップルが、再婚しセカンドライフをスタートさせようと思っても、再婚相手は法律上1/2の相続権利を持つ事などから、“同棲は良いけど、入籍はしないでくれ!”と子供に入籍をためられるケースが数多くあります。そんな親子の願いを両立するのが「再婚信託®」です。

START! 再婚して2人の幸せな生活をスタートさせたい!

婚姻届けと同時に
再婚信託した



親が他界しても、パートナーは生存中
生活が保障される(受益権を取得。)

パートナーが他界。
私の元に財産が戻る。



HAPPY!
親子の願いを両立!



婚姻届けのみ
再婚信託しなかった

親が他界。親の1/2の財産が
パートナーへ移転。

パートナーが他界。
パートナーの子供に財産が流出。



UN HAPPY!
元は私の親の財産なのに!?



結論 再婚する際は、パートナーと**再婚信託** 契約を交わそう!

お互いに、またはどちらかに子供がいるシニアの再婚には...

再婚信託

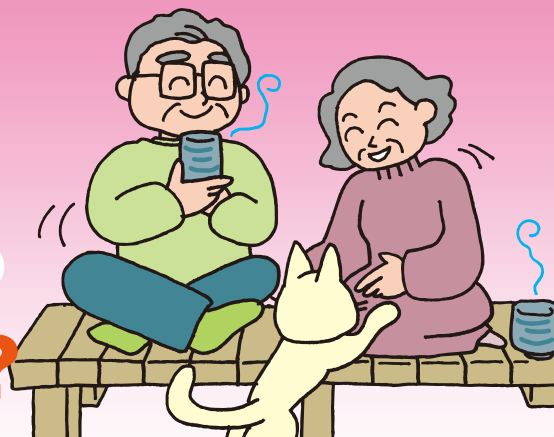
活用
メリット

- 親子の願いを両立した幸せな結婚ができる。
- 再婚する際に、お互いに再婚信託契約を交わすことで財産は最終的にそれぞれの子供が取得できる。
- 既存の相続対策である遺言書でも不可能であった親の遺志を永続的に実現することができる。

今や5組に1組が再婚の時代！相続を争続にしないために！

再婚信託®

を知らないとこんなことに!?



1

母さんに先立たれもう10年目、父さん、この人と再婚をしようと思ってるよ！

パートナー

親

再婚自体は反対じゃないけど、資産の行く末を考えると無条件に賛同できないわ...

私

2

親とパートナーが再婚した!!

3

幸せにすごしていたけど...
3年後...父が他界。

1/2

パートナーが父の財産の1/2を相続。

相続により確執が...
トラブルに発展する恐れも...?

初めから財産目当てだったのでは？

1/2

4

さらに数年後...

パートナーが他界。

パートナーの子供に財産が流出！

遺言書
全財産を
子に相続
させる

パートナーの子供

そんな!?

元は父の財産なのに
なにもできないなんて...

1/2

5

父の財産の半分は、再婚相手側に相続されてしまった...
あの時、もっと反対するべきだったわ...

がっかり...

相続分
1/2

再婚信託をしておけばよかった...

只今、無料個別相談受付中！
まずは、1度ご相談ください。

FAX: 03-5539-4985

個別相談無料!!

●必要事項をご記入の上、FAXにてお問い合わせ下さい。
●お電話・メールでもお問い合わせを受付けております。

ふりがな				性別	男・女	年齢	歳
お名前							
住所	〒 ー						
TEL		FAX		メールアドレス			